

# 兵庫県公報

平成21年 1月29日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 都市計画の決定についての案の縦覧（都市計画課）	1
○ 都市計画の変更についての案の縦覧（同）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成21年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針
- (2) 都市計画を定めようとする土地の区域  
神戸市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- (2) 都市計画を定めようとする土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ、尼崎市都市整備局計画部都市計画課、伊丹市都市創造部都市整備室都市計画課、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課、川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課及び川辺郡猪名川町建設部都市整備課

### 兵庫県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に

記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成21年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
神戸市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年 1月29日から同年 2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画区域区分
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
神戸市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年 1月29日から同年 2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画都市再開発の方針
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
神戸市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年 1月29日から同年 2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画防災街区整備方針
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
神戸市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年 1月29日から同年 2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課
- 5 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年 1月29日から同年 2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ、尼崎市都市整備局計画部都市計画課、伊丹市都市創造部都市整備室都市計画課、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課、川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課及び川辺郡猪名川町建設部都市整備課
- 6 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 三田市、芦屋市、西宮市、宝塚市及び川西市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課及び川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課
- 7 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画用途地域
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市及び川西市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ及び川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課
- 8 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画特別緑地保全地区  
会下山特別緑地保全地区
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
芦屋市三条町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び芦屋市都市環境部都市計画課
- 9 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画都市再開発の方針
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ、尼崎市都市整備局計画部都市計画課、伊丹市都市創造部都市整備室都市計画課、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課、川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課及び川辺郡猪名川町建設部都市整備課
- 10 (1) 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画防災街区整備方針
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域  
三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成21年1月29日から同年2月12日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ、尼崎市都市整備局計画部都市計画課、伊丹市都市創造部都市整備室都市計画課、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課、川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課及び川辺郡猪名川町建設部都市整備課